



賃貸借の産業組織分析

松岡, 憲司

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

1995-05-17

(Date of Publication)

2008-04-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙1933

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3105533>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001933>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・(本籍)	まつ おか けん じ 松 岡 憲 司	(兵庫県)
博士の専攻分野の名称	博 士 (経済学)	
学位記番号	博ろ第92号	
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当	
学位授与の日付	平成7年5月17日	
学位論文題目	賃貸借の産業組織分析	

審査委員	主査 教授 新庄 浩 二		
	教授 岸 本 哲 也	教授 中 谷 武	

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、耐久財に固有の問題の一つである賃貸借に焦点を当て、財そのものを売買するのではなくリースやレンタルといった賃貸借によって取引した場合、市場での競争にどのような影響が及ぶのかを考察したものである。序章・終章のほか、歴史、政策および理論面を考察した第I部6章と、ケーススタディから成る第II部2章、および2つの補論とから構成されている。

序章では、第二次大戦後リースやレンタルという形の賃貸借取引が飛躍的な発展をとげたが、産業組織分析の観点からは賃貸借が市場支配の手段として利用され反競争的な性格をもつとする立場と、借り手にとっても取引費用削減など利点が多いとする立場の二つのとらえ方があると述べ、それぞれを理論的並びにケーススタディの方法によって検討し、賃貸借の独占禁止政策上の位置づけを試みることが本論文の課題であるとしている。

第1章「取引の賃貸借化」では、賃貸借の定義、歴史展望および現状の概観を与えている。賃貸借にはいろいろな形態があるが、販売・購入との大きな違いは、所有権移転の有無と所有にともなう負担の有無にあるとし、リスクを貸し手が負担するオペレーティング・リースが本論文の主たる考察対象であるとしている。

第2章「賃貸借の反競争的性格——反トラスト事件における伝統的な扱い——」では、アメリカにおいて賃貸借が反トラスト訴訟でどのように扱われてきたかを振り返り、賃貸が競争を阻害するとして問題にされた例としては、賃貸のみによる供給という取引慣行(1953年ユナイテッド・シュー・マシーナリー事件)と抱き合わせ販売(1947年インターナショナル・ソルト事件)の二つのケースがあると指摘し、伝統的に反競争的側面が重視されてきたことを明らかにしている。

第3章「賃貸借とコースの推論」では、耐久財市場の場合、市場構造が独占であっても価格は競争的水準に一致するという「コースの推論」と呼ばれる耐久財固有の特徴があるとし、J.I.ビューロウの定式化を発展させる形で、どのような条件の下でこれが成立するかを明らかにしている。他方、賃貸のみによる供給を行えば、耐久財を非耐久財化することができ「コースの推論」を回避できるので、耐久財であっても独占力を維持することが可能となり、それ故、賃貸には競争阻害効果があると指摘

している。

第4章「中古市場と賃貸借」では、耐久財のもう一つの特性である中古品の存在が中古市場を通して新製品市場の競争にどのような効果をもっているかを独自の2期モデルを用いて検討し、限界費用が低い場合には独占企業は中古市場を禁止するような誘因をもつことを明らかにしている。そして、中古を発生させない方法として賃貸を用いることが考えられ、自社製品との競争の回避という点でも賃貸には競争阻害的な面があると述べている。

第5章「ユーザーにとっての賃貸借」では、これまでの議論とは異なり、賃貸借にはユーザー側から見れば、取引費用節約や参入促進といった効率性を高める効果、および、リスク負担を効率的にするという効果の二つの面で利点があると指摘し、D.フラスの議論に依りながら賃貸借の利点を説明している。また、リスク軽減と関連してコンテストビリティの問題がよく論じられるが、リースによってコンテストビリティが高まるとする議論は誤りであると主張している。

第6章「第三者による賃貸——賃貸借による効率的リスク配分——」では、賃貸者が財の生産者ではなく第三者、すなわち専門のリース会社の場合、賃貸借が売り手や買い手の価格や利潤にどのような影響を及ぼすか、を双方独占のモデルなどを用いて分析し、リース会社購入比率が高い場合、より安い価格で購入できることを明らかにするとともに、わが国製造業の粗マージン率を対象として回帰分析を試みている。

第7章「賃貸借と独占禁止政策——コンピュータ・リースのケース」では、リースやレンタルによって取引される典型的な耐久財であるコンピュータを例として、賃貸借が反競争性、すなわち非効率性をもたらすのか（参入障壁説）、それともユーザーの利便性を向上させるのか（取引費用節約説）についてケーススタディを行っている。まず、アメリカにおけるコンピュータ・リースがIBMを中心に発展してきた過程を説明した後、IBM機器の賃貸借に関して、その市場シェア、製品のライフサイクル、リース価格対販売価格比など諸要因の検討を通して、参入障壁説よりは取引費用節約説が妥当すると結論づけたD.T.レヴィの研究を紹介するとともに、わが国について同様のデータによる検証を試みている。しかし、わが国ではIBMの賃貸に対しては、国産コンピュータ専門のレンタル会社（JECC）を設立するといった産業政策的対応がとられたこと、および、データの制約が強い等の事情のために明確な結論は得られないとしている。

第8章「コンテストビリティとリース——航空のケース——」では、近年活発になっている航空機のリースがユーザーである航空会社間の競争、とくに規制緩和の根拠とされる航空業のコンテストビリティに、どのような関連を有しているかをアメリカについて検討している。契約後も途中で解約可能なオペレーティング・リースは航空会社が航空業に参入する際の埋没費用を下げる効果をもつが、航空機リース会社の航空機所有に伴うリスクが常に多数の出資者の間に細分化されて確実に負担されるとは限らず、マクロ経済の停滞や中古の航空機価格の下落のためリース会社への出資が停滞し、リスクの細分化ができなくなるような場合、航空機リースを前提にして航空業がコンテストブルであると推論することはできないと指摘している。

最後の「終章」では、上記の事例研究からは賃貸が反競争的なのか、それともユーザーの利便性を増すものなのかのいずれとも判断することはできず、従って賃貸の独占禁止政策上の位置づけに関して明確な結論を得るに至らなかったこと、そして、貸し手と借り手の立場を同時に考慮した市場レベルの議論を組み立てることが今後の課題であると述べている。

論文審査の結果の要旨

通常の価格理論が非耐久財を想定したものであり、財の耐久性にともなう所有権と使用权の分離の問題や価格決定の特殊性について十分配慮しておらず、賃貸借や中古市場といった現代経済の重要な側面を看過しているのに対し、本研究はわが国において初めて耐久財固有の特徴に焦点を当てて理論と実証の両面から産業組織分析を試みたものである。本論文の主要な貢献として、次の諸点を指摘することができる。

(1) 賃貸借をめぐるアメリカの反トラスト訴訟を展望し、アメリカにおける伝統的な見方では賃貸借を反競争的なものとみていること、および、これまでわが国ではほとんど紹介されていない「コースの推論」の理論的考察を通して賃貸借が競争阻害効果をもつことを明らかにし、わが国の独占禁止政策をめぐる議論に新たな視点をつけ加えたこと。

(2) 耐久財に固有の問題である中古市場が存在するための条件や、リースが第三者により行われる場合の価格や利潤マージンへの影響等を独自に開発したモデルを用いて理論的に明らかにしたこと。

(3) ケーススタディとしてコンピュータと航空機という典型的な2つの耐久財を取り上げ、レンタルやリースがそれぞれの産業の発展にどのような役割を果たしたかを明らかにし、競争阻害効果と取引費用節約効果の両面をもつことを具体的なデータに即して論じたこと。

しかし、本論文にも残された問題がないわけではない。(イ) 賃貸借がもつ2つの相反する側面、すなわち、反競争的側面と利便性を高める側面の両者を同時に考慮にいれ、それらの総合的評価を可能とするような理論的および実証的研究の進展が望まれる。その際、理論モデルの構築に当っては、仮定の制約を緩め、結論がより普遍的に妥当するように配慮する必要がある。(ロ) データの制約が強いためもあり、ケーススタディにおいては統計的手法を用いた仮説の検証が行われていないが、実証的研究においてはより厳密な分析方法を適用することが望まれる。しかし、これらは今後の研究にまつべきものであり、これをもって本論文の意義と貢献が損なわれるものではない。

以上を総合し、審査委員は一致して本論文提出者が博士(経済学)の学位を授与されるに十分な資格をもつものと判定する。